

# 浜長保険センター安全だより(7月)

平成 29 年 7 月 19 日  
浜長保険センター 第 8 号  
電話 079-246-2561  
FAX 079-246-2571



真っ青な空に入道雲が湧き上がり、セミの声に暑さを覚える季節になりました。皆様にはますますご活躍のこととお慶び申し上げます。暑さはこれからが本番です。体調管理を十分になさってください。



**事例** 信号待ちの自動車の左側を自転車で走行中、いきなり助手席のドアを開けて女性が降りてきた。もう少しで当たるところだった。急ブレーキを掛けて止まった。



この事例は、「安全不確認ドア開放違反」になります。交通ルールでは、「運転者の遵守事項」(道交法第 71 条第 1 項第 4 号の 3) に具体的に示されています。「安全を確認しないで、ドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為により交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずること」と規定されています。

助手席 重過失傷害罪

5年以下の懲役、禁固又は100万円以下の罰金



運転者 自動車運転過失傷害罪

7年以下の懲役、禁固又は100万円以下の罰金

危ない!

**問** いきなりドアを開かれ、衝突しそうになった。違反になるのか？

**答** 安全不確認ドア開放違反であり、違反点数1点、反則金 普通自動車の場合6千円

**問** 助手席の者がドアを開けたのに、運転者が違反になるのか？

**答** そのとおりです。後部席に同乗していた者がドアを開け衝突の危険を生じさせた場合も運転者が違反したことになります。

運転者の遵守事項には、運転者が同乗者全員に交通の危険を生じさせないようにするため必要な措置を講ずることと示されています。

## 人身事故になった場合、どうなるのか

**問** 助手席の者がドアを開け、そのドアに通行中の自転車や単車が接触し、怪我した場合、ドアを開けた者や運転者の責任はどうなるのか？

**答** 違反ではなく、運転者は自動車運転過失傷害罪、ドアを開けた者は、重過失傷害罪がそれぞれ成立します。運転者は「同乗者に安全措置をするよう講じなかった」ことであり、同乗者は「安全を確実に確認せずドアを開けたため、相手に怪我をさせた」ことになります。

**問** どうすればいいのか？

**答** 運転者は、同乗者に対して「停車しても、安全を確認するまでいきなりドアを勝手に開けるな。降りるときは、安全を確認してくれ」と指示をしておく必要があります。

子供や高齢者が乗る場合は、チャイルドロックをしておくことも必要です。